## 令和6年度埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針改定の概要

#### 1 国基本方針の改正に伴う改定

国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「国基本方針」という。)の改正を受けて、国基本方針と同様に判断の基準等の見直しを行います。

(1)特定調達品目(重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)について 国基本方針の特定調達品目が改正(R5.12.22)されましたが、新たな品目の追加はなく、 令和6年度は令和5年度と同様の287品目となっています。

### (2) 判断の基準等の見直し

判断の基準等については、国基本方針と同様に見直します。

国の判断基準の変更については(参考)「特定調達品目及び判断の基準等の改訂一覧」をご確認ください。

## 2 その他の改定内容

・国基本方針において、2つの判断基準(基準値1、基準値2)がある品目のうち、これまで 県方針にてどちらの基準とするか不明瞭であった品目について、改めて、基準を明示するもの です。

品目:タイヤ、太陽熱利用システム

基準: 基準値1

# 3 「彩の国リサイクル認定製品」の追加

・「彩の国リサイクル認定製品」について令和5年度新規認定製品(8件)を追加しております。